

# 自動車運転代行業の営業所に対する立入検査規程

平成 14 年 5 月 29 日  
都 公 委 規 程 第 5 号

存	続	期	間
---	---	---	---

〔沿革〕 平成 17 年 9 月 都公委規程第 5 号（い）

27 年 3 月 同第 2 号（ろ）改正

## （趣旨）

**第 1 条** この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、自動車運転代行業の営業所について警察職員が行う立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （立入検査の目的）

**第 2 条** 立入検査は、自動車運転代行業を営む者（以下「営業者」という。）に対して、法に定める各種義務の履行を確保し、もって自動車運転代行業務の適正な運営を確保することを目的とする。

## （立入検査の実施）

**第 3 条** 交通総務課長又は警察署長（以下「関係所属長」という。）は、立入検査を行う必要があると認めた場合は、交通部長（交通総務課経由）に報告した上、実施するものとする。（い）

## （立入検査の実施者）

**第 4 条** 関係所属長は、立入検査を行う所属職員（以下「立入検査実施者」という。）を指定するものとする。この場合において、警察署長は、原則として交通執行担当の職員を指定するものとする。

## （証票）

**第 5 条** 法第 21 条第 3 項に規定する身分を示す証票は、別記様式の身分証明書とする。

## （事前の指示教養）

**第 6 条** 関係所属長は、立入検査実施者に対し、立入検査の実施事項、実施要領等を明確に指示、教養するものとする。

### (遵守事項)

**第7条** 立入検査実施者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所の責任者等に身分を示す証票を提示し、立入検査である旨を明らかにすること。
- (2) 営業者の正当な業務を妨害し、又は犯罪捜査に利用しないこと。
- (3) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、立入検査の対象以外の事項に立ち入らないこと。

### (報告)

**第8条** 立入検査実施者は、立入検査を実施したときは、その結果について速やかに所属長に報告しなければならない。

### (措置)

**第9条** 立入検査実施者は、立入検査により法令違反の事案を発見したときは、営業者に対して事案に応じた適切な是正措置をとらせるとともに、当該事案が法第22条の規定に基づく指示を必要と認めるときは、前条の規定による報告を書面により行うものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、事案に応じて警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）等に定める必要な措置をとるものとする。

### (東京都との連携)

**第10条** 関係所属長は、立入検査の実施に当たっては、東京都知事と緊密な連携を図るものとする。(い、ろ)

## 附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

身分証明書 (別記様式)

（表）

第	号	
 写 真	身 分 証 明 書	
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。		
年	月	日
東京都公安委員会		
8 6		5 4

（裏）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

第21条 略

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。